

○茨城県警察広報活動に関する訓令

昭和47年11月1日

本部訓令第14号

[沿革] 昭和49年3月本部訓令第1号、51年3月第2号、53年3月第1号、54年3月第7号、55年3月第6号、9月第15号、56年3月第7号、58年3月第3号、60年9月第12号、62年3月第8号、平成4年3月第7号、6年3月第3号、9月第21号、11年3月第3号、13年3月第1号、16年3月第3号、18年3月第10号、25年3月第4号、26年3月第11号、28年3月第8号、第12号、令和5年3月第5号改正

茨城県警察広報活動規程を次のように定める。

茨城県警察広報活動に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察（以下「警察」という。）において行う広報活動を効果的かつ能率的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(広報活動)

第2条 この訓令において広報活動とは、警察に対する県民の理解と協力を得て警察目的を達成するため、警察業務及び活動の実態を正しく県民に伝え並びに警察に対する建設的な意見又は要望をとり入れ、警察運営に反映させる諸般の活動をいう。

(職員の心構え)

第3条 茨城県警察職員（以下「職員」という。）は、各自が警察広報の実践者であることを自覚し、県民に好感を与えるような言語、態度を保持して、広報目的を達成するよう努めなければならない。

(広報業務)

第4条 この訓令において広報業務とは、おおむね、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査および研究ならびに連絡調整に関すること。
- (2) 警察の運営方針および活動状況などの広報に関すること。
- (3) 報道機関、官公庁、その他各種団体との広報連絡に関すること。
- (4) 職員に対する広報についての指導教養に関すること。
- (5) 広報資料の収集管理および提供に関すること。
- (6) 警察に対する県民の意見、要望、苦情（[行政不服審査法](#)（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を除く。）等の処理に関すること。
- (7) 警察施設見学者の案内に関すること。
- (8) その他の広報活動に関すること。

(本部広報委員会)

第5条 茨城県警察本部（以下「本部」という。）に、広報委員会（以下「本部広報委員会」という。）を置き、委員長及び委員をもって組織する。

2 本部広報委員会の委員長には警務部長、委員には警務部警務課長、同部県民安心センター長（以下「県民安心センター長」という。）、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長及び警備部公安課長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を前項の委員会に出席させることができる。

4 本部広報委員会は、広報業務に関する重要な事項について審議を行う。

5 本部広報委員会に関する事務は、警務部県民安心センターにおいて行う。

（警察署広報委員会）

第6条 警察署に、警察署広報委員会（以下「署広報委員会」という。）を置き、委員長及び若干の委員をもって組織し、委員長には署長、委員には署長の指名する者をもって充てる。

2 署広報委員会は、本部広報委員会の方針に基づき、広報の実施方針および管内の実情に応じた広報活動計画を審議するものとする。

（県民安心センター長の責務）

第7条 県民安心センター長は、本部広報委員会の決定に基づき、警察における広報業務の推進及び連絡調整に当たるなど、広報業務の効率的運営を図らなければならない。

（所属長の責務）

第8条 所属長（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。）第2条第2号に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、その所管する業務について、常に社会情勢に適応した積極的かつ効果的な広報業務の運営に努めなければならない。

（広報担当者）

第9条 広報業務の円滑な運用を図るため、所属（処務訓令第2条第1号に規定する所属をいう。以下同じ。）に広報担当者を置く。

2 前項の広報担当者には、理事官等（処務訓令第2条第5号に規定する理事官等をいう。）をもって充てる。

3 広報担当者は、上司の命を受け、おおむね次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 広報重点の実施に関すること。

(2) 自主的に企画する広報に関すること。

(3) 広報に関する所属職員の指導に関すること。

(4) 報道機関、官公庁など他機関との広報活動の連絡調整に関すること。

（広報補助者）

第10条 所属長は、広報担当者の行なう業務を補助させるため広報補助者を選任しなければならない。

(広報連絡会議)

第11条 県民安心センター長は、本部における広報活動の連絡調整、その他総合的効果を高めるため、月1回以上広報連絡会議を開かなければならない。

(連絡の保持)

第12条 県民安心センター長及び各所属長は、広報業務を円滑に実施するため、相互に緊密な連絡を保たなければならない。

2 各所属長は、次に掲げる事項を速やかに県民安心センター長に連絡し、必要な資料を送付しなければならない。

- (1) 広報活動の実施計画及び実施状況
- (2) 広報活動に関係のある重要、特異な事件、事故の発生及びその処理状況
- (3) 広報活動に関係のある所属職員の行為
- (4) その他広報上参考となる事項

(広報技術の研究)

第13条 広報業務にたずさわる者は、あらゆる角度から広報に関する自主的研究を行ない、広報技術の向上に努めなければならない。

(広報業務の細目)

第14条 この訓令を運用するために必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。
- 2 茨城県警察広報規程（昭和31年茨城県警察本部訓令第14号）は廃止する。

附 則（昭和49年3月22日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和54年3月29日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2

この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和55年3月31日本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和55年9月25日本部訓令第15号）

- 1 この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和56年3月19日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和58年3月9日本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和60年9月26日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （昭和62年3月27日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成4年3月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年3月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年9月30日本部訓令第21号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成13年3月19日本部訓令第1号）

1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕

2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成16年3月18日本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月16日本部訓令第10号）

この訓令〔中略〕は平成18年3月30日から〔中略〕施行する。

附 則 （平成25年3月21日本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 （平成28年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日本部訓令第12号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 （令和5年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。